

〔別紙 1〕

鳥取県中部地震復興支援利子補助金の事務手続きについて

年度 手続時期	平成 29 年度補助金	平成 30 年度補助金	平成 31 年度補助金	平成 32 年度補助金	平成 33 年度補助金
平成 29 年 4 月 20 日 期限	<b>交付申請書を提出</b>				
平成 29 年 4～5 月	交付決定通知書を受領				
平成 30 年 4 月 20 日 期限	<b>実績報告書を提出 (振込口座情報を記載)</b>	<b>交付申請書を提出</b>			
平成 30 年 4～5 月	額の確定通知を受領 指定口座で補助金を受領	交付決定通知書を受領			
平成 31 年 4 月 20 日 期限		<b>実績報告書を提出 (振込口座情報を記載)</b>	<b>交付申請書を提出</b>		
平成 31 年 4～5 月		額の確定通知を受領 指定口座で補助金を受領	交付決定通知書を受領		
平成 32 年 4 月 20 日 期限			<b>実績報告書を提出 (振込口座情報を記載)</b>	<b>交付申請書を提出</b>	
平成 32 年 4～5 月			額の確定通知を受領 指定口座で補助金を受領	交付決定通知書を受領	
平成 33 年 4 月 20 日 期限				<b>実績報告書を提出 (振込口座情報を記載)</b>	<b>交付申請書を提出</b>
平成 33 年 4～5 月				額の確定通知を受領 指定口座で補助金を受領	交付決定通知書を受領
平成 34 年 4 月 20 日 期限					<b>実績報告書を提出 (振込口座情報を記載)</b>
平成 34 年 4～5 月					額の確定通知を受領 指定口座で補助金を受領

※支払額・期日等の変更がない場合の、申請者様の標準的な手続を**太字**で示しています。

**【交付申請】**

○交付申請は下記提出先に郵送又は持参してください。

**【交付申請の取下げ】**

○交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

**【事業変更】**

○補助金の増額を伴う場合は県の承認が必要です。郵送または持参してください。

**【実績報告】**

○実績報告は下記提出先を郵送又は持参してください。

○事業を中止若しくは廃止する場合は、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日までに実績報告を提出してください。

**【補助金の支払】**

○実績報告に添付する鳥取県中部地震復興支援利子補助金交付要綱様式第3号「事業報告書」末尾の振込口座に記載のうえ、代表者印を押印してください。

○事業実施翌年度の4～5月に補助金を支払います。

資料提出・問い合わせ先 商工労働部企業支援課  
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220  
電 話 0857-26-7249  
ファクシミリ 0857-26-8117  
電子メール kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp